

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 9 月 5 日
(契約責任者) 中日本高速道路株式会社
名古屋支社長 太田 睦男

1 工事概要

- (1) 工事名 名神高速道路 一宮インターチェンジ他 2 I C 交換機設備更新工事
(電子入札 (郵送入札) 対象案件)
- (2) 工事場所 自) 愛知県名古屋市名東区姫若町
至) 岐阜県羽島市江吉良町
- (3) 工事内容 本工事は、一宮道路管制センター再構築に伴い、一宮 I C の非常電話用交換機、業務電話用交換機、及び道路緊急ダイヤル受付用交換機の更新、及び羽島・名古屋保全・サービスセンターの業務電話用交換機の更新を行うもので、これに伴う機器製作、据付、配線、試験調整、切替、撤去等の一切の工事を行うものである。
- (4) 工事概算数量 業務電話用交換機更新 …………… 3 基
非常電話用交換機更新 …………… 1 基
道路緊急ダイヤル受付用交換機更新 …… 1 基
- (5) 工期 契約締結の翌日から 510 日間
- (6) 本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。
- (7) 本工事は、資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
- (8) 本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式 (機器型) の適用工事である。
- (9) 本工事は、落札者の提示した価格が妥当であることについて確認するための協議 (以下「確認協議」という。) を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。
- (10) 本工事は、現地施工にかかる費用のみを低入札調査の対象とする工事である。
- (11) 本工事は、電子契約によることができる。

2 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第 25 号）第 11 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 「平成 25・26 年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「遠方監視制御設備工事」に登録されている者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記 2(2)の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 施工実績

平成 10 年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧 J H」という。）が発注し、平成 10 年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあつては、請負工事成績評定要領第 3 条第 3 項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人（以下「他の発注機関」という。）が発注した工事である場合にあつては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、提出できる施工実績は 1 件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

	要件
求める実績	公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）として設置されたデジタル交換機について、下記①から③に示す全てを実施した工事 ① 機器の製作（製造委託を含む） ② 機器の設置 ③ 試験調整

- (5) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること（建設業法第 26 条 3 項に該当する工事においては、主任（監理）技術者は専任で配置）。ただし、経験が中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧 J Hが発注し、しゅん功した工事を含む。）である場合にあつては、評定点合計が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の発注機関が発注した工事である場合にあつては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。

なお、自社において工場製作を行う場合、工場製作期間における主任（監理）技術者は、建設業法に基づき専任を要しない。ただし、現場着手後はこの限りでない。（工事現場が稼動している期間は、平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までを予定）

- ①主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ②監理技術者にあつては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有すること。
- ④主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。
 なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。
 また、提出できる工事経験は1名につき1件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

	要件
求める経験	公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）として設置されたデジタル交換機について、機器の設置及び試験調整を実施した工事

(6) 主要機器等

- ①当該工事における主要機器の製造予定業者は、平成10年度以降に下記に示す主要機器又は同種機器の納入実績を有すること。

主要機器	「交換設備標準仕様書 中日本高速道路株式会社」による交換設備
同種機器	公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）としてのデジタル交換機

- ②当該工事の主要機器における保守技術支援体制が有ること。
 主要機器の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路株式会社からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。
- (7) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域1」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
- (8) 当該工種において、中日本高速道路株式会社での過去2年間(平成23・24年度)における各年度の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。ただし、各年度で実績がない場合は65点とする。
- (9) 建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所を名古屋支社管内（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県、滋賀県、福井県）のいずれかの県に有すること。
- (10) 1. (1) に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価落札方式

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績及び配置予定技術者の経験などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

(2) 評価項目及び評価指標

ア) 企業の評価について

評価項目	評価指標
① 工事成績 NEXCO（東・中・西）又は他の発注機関が発注した工事で、平成20年度以降にしゅん功した遠方監視制御設備工事の工事成績	工事成績評定点を評価 90点以上の工事成績に満点、70点以下の工事成績を0点とする。その間の工事成績については、それぞれの数値に応じ按分した点数（小数第3位を四捨五入し小数第2位とする）を付与する。
② 表彰 NEXCO（東・中・西）又は他の発注機関が発注した工事で、平成20年度以降に元請としてしゅん功した遠方監視制御設備工事での表彰	表彰実績有無を評価 優：会長・社長・支社長・学会表彰及びこれらに相当する表彰 良：所長・安全協議会表彰及びこれらに相当する表彰 可：表彰無し
③ 企業体制 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001、ISO14001の認証状況について評価 優：ISO9001、ISO14001の両方を認証取得済 良：ISO9001、ISO14001のいずれかを認証取得済 可：未取得

イ) 配置予定技術者の評価について

評価項目	評価指標
④ 技術者の施工実績 平成20年度以降にしゅん功した工事で、現場代理人又は主任（監理）技術者として携わった遠方監視制御設備工事の施工実績	施工実績を評価 優：NEXCO 中日本での施工実績有り 良：NEXCO（東・西）又は他の発注機関での施工実績有り 可：施工実績無し
⑤ 技術者の施工実績件数 旧 JH 又は NEXCO（東・中・西）が発注し、平成15年度以降にしゅん功した工事で、現場代理人又は主任（監理）技術者として携わった遠方監視制御設備工事の施工実績件数	施工実績件数を評価 優：2件以上 良：1件 可：実績無し
⑥ 技術者の工事成績 NEXCO（東・中・西）が発注し、平成20年度以降にしゅん功した工事で、現場代理人又は主任（監理）技術者として携わった遠方監視制御設備工事の工事成績	工事成績評定点を評価 90点以上の工事成績に満点、70点以下の工事成績を0点とする。その間の工事成績については、それぞれの数値に応じ按分した点数（小数第3位を四捨五入し小数第2位とする）を付与する。

- ・他の発注機関とは、国、地方公共団体、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人をいう。
- ・表彰実績の有無を評価する項目がある場合は、表彰状の写し、対象工事件名、しゅん功日、請負金額がわかる書類を添付すること。
- ・評価項目に関する証拠書類の写しを技術評価資料に併せて提出すること。
- ・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
- ・評価項目①、②、④、⑥に対して提出する資料は、NEXCOの工事種別に該当する遠方監視制御設備工事の代表的な工事1件とする。なお、評価項目④、⑤、⑥について、配置予定技術者を複数予定する場合は、全ての者の提出を求め、その中で最低の評価となる者を評価対象者とし、点数を付与する。ただし、配置予定技術者を複数名予定する場合であっても、次の者は評価の対象とせず、その者を除いた者の中で最低の評価となる者を評価対象者とし、点数を付与する。

【評価の対象としない配置予定技術者】

- ・工場製作期間にのみ配置する技術者

(3) 評価点の付与方法

ア) 企業の評価について

【数値方式】

評価項目	数値	項目別配点	総合評価点 算出用(α : 0.1)
①工事成績	有	20~0	2~0
	無	0	0

【判定方式】

評価項目	判定	項目別配点	総合評価点 算出用(α : 0.1)
②表彰	優	10	1
	良	5	0.5
	可	0	0
③企業体制	優	20	2
	良	10	1
	可	0	0

イ) 配置予定技術者の評価について

【判定方式】

評価項目	判定	項目別配点	総合評価点 算出用(α : 0.1)
④技術者の施工実績	優	20	2
	良	10	1
	可	0	0
⑤技術者の施工実績件数	優	10	1
	良	5	0.5
	可	0	0

【数値方式】

評価項目	数値	項目別配点	総合評価点 算出用(α : 0.1)
⑥技術者の工事成績	有	20~0	2~0
	無	0	0

(4) 落札者の決定方法

技術評価資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①総合評価点：(技術評価点×α)+(価格評価点×0.5)

αの値は「0.1」とする。

②技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点(満点100点)

③価格評価点：100-200(P/L-X/L)

ここに、P：入札書に記載の価格(入札価格)

L：契約制限価格

X：最低入札価格

(5) (4)において、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 配置技術者に関する事項

技術評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を最大5点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-18-19

中日本高速道路株式会社 名古屋支社 総務企画部 契約チーム

電話 052-222-1448

(2) 技術資料作成要領等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、技術資料作成要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、工事費内訳書(以下「設計図書等」という。)を交付する。

①交付期間：入札公告日から平成25年9月24日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②交付場所：記(1)に同じ。名古屋支社 総務企画部 契約チーム

③交付方法：設計図書等はCD-Rにより無料で交付する。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法等

入札参加希望者は、技術資料及び技術評価資料、競争参加資格確認申請書(以下「申請書等」という。)を提出するものとする。なお、技術資料及び技術評価資料は、技術資料作成要領に基づき作成するものとする。

①提出期間：平成25年9月5日(木)から平成25年9月24日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②提出方法：記(1)に郵送すること。なお、郵送方法は、電子入札(郵送入札)運用マニュアル8-3による。

③申請書及び技術評価資料の確認

申請書及び技術評価資料の提出にあたって、内容確認を行わないため、記載漏れ、記載ミス又は必要書類の不足等があった場合は、競争参加資格を認めない場合があることから、十分に注意すること。

(4) 開札（入札執行）の日時及び場所

①電子入札による入札の締め切り

平成 25 年 11 月 6 日（水） 午後 4 時 00 分

②郵送による入札書の提出期限（紙入札参加の届出を行った場合、書留郵便に限る）

平成 25 年 11 月 6 日（水） 午後 4 時 00 分

③開札日時：平成 25 年 11 月 7 日（木） 午前 10 時 00 分

④開札場所：記（1）の中日本高速道路株式会社 名古屋支社 8 階入札室

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 納付。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。

また、入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積を行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

(4) 落札者の決定方法

落札者となるべき者の決定方法は、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札予定者とし、その者が提出した工事費内訳書を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、落札者とししないものとする。

(5) 落札決定の取り消し等

申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記 2（5）に掲げる基準を満たし、か

つ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

- (7) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
- (8) 専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（技術資料作成要領参照）。
- (9) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
- (10) 提出された申請書等は、原則として返却しない。
- (11) 手続における交渉の有無 無
- (12) 契約書作成の要否 要
- (13) 不落特命契約の有無 有
- (14) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無 無
- (15) 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記 4（1）に同じ。
- (16) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加
記 2（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記 4（3）により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (17) 詳細は技術資料作成要領による。

以 上